中国および中国東北地方の環境保護産業と 日本企業の市場参入における課題

ACROSS JAPAN 株式会社代表取締役社長 及川英明

要旨

環境保護分野における中国の安定的な発展は、日本の発展の前提であり、また、環境汚染は地球規模のリスクと地球温暖化などの変化をもたらしうる。本稿は中国、特に中国東北地方で日本企業の環境設備・技術を売り込む業務を行っている筆者の視点と、中国の取引先企業、官庁、報道などから得た認識から、中国の環境保護産業の現状を整理し、日本企業が進出する際の課題と将来の展望を紹介するとともに、中国が持続可能な発展を遂げられるかどうかを考察するものである。

日本の環境保護産業は、人口減少などを背景に市場が縮小しており、海外市場を視野に入れる必要がある。現在、自治体や政府レベルでは、友好的な途上国である東南アジア、南アジア地域にその目が向いている。一方で、中国が直面している「史上最も厳しい」環境保護対策は、日本企業にとって、当面、最も可能性に満ちた市場であるが、現状では日中関係、中国経済の抱える課題に加えて、中国の環境保護政策の特質により、この分野の日本企業が中国市場で成果を上げているとは言えない。また日本は、1970年11月の「公害国会」を境に「環境保護先進国」となり、この分野における技術とノウハウを有しているが、現状では国内市場の縮小、より安価な技術を有する中国企業との競争にさらされている。

さらに本稿では、筆者が日常的に重点を置いて取り組んでいる中国東北地方の遼寧省の環境保護産業の取組と、今後の発展を紹介する。この地域の経済が抱える課題に加えて、広東省など南方と比較すると、地元政府からの支援が受けにくいため、技術や設備の独自、あるいは海外からの調達が重要となる。また、産業全体で見ると、2014年3月の両会をきっかけとして環境保護産業の中小企業が全国的に乱立することとなったが、その後の市場の資本構成の変化を受けて、大型の企業への集約が進んだ。この流れを受けて、遼寧省のプロジェクトに対する北京や全国規模の企業の参入や、遼寧省の企業が他地域の市場を開拓する事例もある。

キーワード:環境保護政策、中国経済、日中経済協力

JEL classification: Q56, R58

1. はじめに

地球規模の環境対策が急務と言われ ている今日において、中国の環境対策の 持続的な進展は、中国のみならず、日本や 世界各地域にとっても重大な影響を及ぼ す。そのため、中国の環境保護産業が「史 上最も厳しい |と自負する環境保護規制の 下で着実な効果をあげられるのか、また、日 本の政府や企業が過去に蓄積した苦い 経験と、それを乗り越えてきたノウハウを、中 国の環境対策分野で活かせるのか、そし て、成長する中国の環境保護産業が海外 に進出する中で、日本の産業は共存共栄 の道をたどれるのかを、中国の環境保護 産業が歩んできた道のりと共に振り返り、日 本企業が進出する際の課題と展望につい て考える。

中国に限らず、いずれの国の環境保護産業にとっても、環境負荷の削減、すなわ

ち市場の拡大は、環境破壊の現状と将来へのリスクの認識、汚染を規制する政策と 法律などの制定、顕在的または潜在的に 汚染により被害を受ける立場からの指摘 や要求などの外的要求によって後押しされ る。一部のコスト節約型の技術提案を除け ば、上述の外的要求がなければ、汚染排 出者が自発的に環境対策に取り組む意思 は働きにくい。優れた汚染低減技術が開 発されても、上述の外的要求がなければ 市場は生まれず、外的要求が強くても汚染 排出者が環境対策コストを負担する能力 がなければ、市場は成立しない。

中国の環境保護政策は、明確な削減目標と厳しい基準の制定を2014年春の両会(全国人民代表大会と全国政治協商会議)を契機に加速させ、2015年から2018年までに法的整備を行った。だが、政策法規以外の外的要求は十分に整っておらず、また、汚染排出者のコスト負担能力が高

まっているとも言えない。この背景には、環境保護政策を強力に推し進めようとする中央政府の強い決意と、同時に、中国の環境保護産業が抱える不安定さが併存している(表1)。

日本の環境保護産業にとって、中国の強い規制は大きなビジネスチャンスをもたらすはずである。しかし、独自の技術をもって進出に成功している日本企業は少ない。その原因は、日本企業自体のビジネス習慣と、海外企業全般に共通する中国市場進出に向けた壁であり、同時に、前述した中国の環境保護政策自体に存在する性急さと不安定さにあると考える。

しかし、中国の環境保護産業は、すでに 既存の低コスト技術で中国国内市場の試 練を受け、海外市場への進出も果たして いる。今後、世界最高水準の規制基準を も達成する技術を急速に習得し、現場で の実践を経て世界市場へと市場を拡大し

表1 中国の環境汚染削減目標

省エネ・環境分野の総合5カ年計画の目標(2015-2020年)

1. 主な義務削減目標(%は2015年比)

SO2=15%減

NOx=15%減

重点地区VOCs=10%減(努力目標)

PM2.5 基準未達地区は2015年比18%以上の減

優/良天気日数=年間の優良天気日数を80.0%以上(2015年は76.7%)

重度/厳重汚染日数 2015年比25%以上減

COD=10%減、アンモニア窒素=10%減 重点地区全窒素=10%減(努力目標) 重点地区全リン=10%減(努力目標) 優/良地表水比率=70%以上(2015年は66%) 重汚染地表水比率=5%以下(2015年は9.7%)

被汚染耕作地安全利用率=90%程度 汚染土地安全利用率=90%以上

GDP原单位CO2排出=18%減、 GDP原単位エネルギー消費量=15%減

出所: 国務院公布(2016年12月20日)

ていく可能性を秘めている。中国の環境保 護対策の持続した発展は、中国の市民の みならず国際社会が望むものであり、特に 隣接する日本にとって、経済連携の蓄積を もとに中国との実務的なビジネス提携を形 成するチャンスである。日本企業が共に苦 難を乗り越えて、中国をはじめとする北東ア ジア、そして第三国を包括するビジネス展 開が進むことを期待している。

なお、本稿での環境保護および環境保 護産業とは、中国の環境保護産業協会が 取り組んでいる自然景観や大気、水、土壌 などの環境財を維持、修復するための排 出汚染低減や、汚染処理の技術や設備、 ノウハウを提供する分野および産業と定義 する。

2 中国および中国東北地方が直 面する環境保護問題の特徴と 取り組み

中国遼寧省をはじめとする東北地方に みられる環境保護産業の特徴と取り組み は、後述する「東北現象」に代表される地 域性の影響を除き、中国全体の動きと同調 している。東北地方が政治的にも距離的 にも中央と近いことが影響している。東北 地方に限らず、中国における中央と地方の 関係は、1978年に計画経済体制から改 革開放体制に移行しはじめたのに歩調を 合わせて、地方独自の状況を考慮した政

策設定や法律執行が実施されてきたが、 環境保護分野では、特に地方分権による 地元経済優先の政策や地元企業との癒 着や汚職などが表面化したことを受けて、 2016年頃から中央集権的な管理強化が 進んでいる。この時に、遼寧省の環境保 護政策は大きな転換点を迎えた。遼寧省 では、2018年に中央の環境保護部が生 態環境部に組織および名称変更したこと にいち早く追随し、遼寧省環境保護庁を 遼寧省生態環境庁に名称変更し改編し た。対象汚染排出物毎の規制も、地域特 性を考慮しながら中央の基準に準じて制 定されている。

中国の環境汚染は、主にこの40年に及 ぶ地方政府主導の経済成長期に広がっ た。蓄積された汚染は、重度かつ広範囲 に及んでいるため、処理コストが著しく高い が、財源は限られている。

(1)中国の環境規制

中国の環境保護政策は、1979年の環 境保護法(試行)の公布に始まり、1983年 に開催された第2回全国環境保護会議 で、李鵬副総理(当時)が「環境保護を国 策の一つとする」と発言し、一人っ子政策 と並ぶ重点政策に位置付けられた。同時 に、関連法規の制定が進み、1984年に国 家環境保護局が設立され、同局は1998年 に環境保護総局として国務院直属機関と なり、2008年には環境保護部に格上げさ れ、2018年3月の両会で、国家発展改革 委員会、国土資源部、水利部、農業部、国 家海洋局などの重複する職責を一本化し て生態環境部として新設された。時代の 経過とともに職務権限を強化し、変化に対

表2 中国の環境関連法規の制定年表

憲法「いかなる組織、個人も、いかなる手段でも自然資源を侵犯

または破壊してはならない」など

(1978年改訂 第9条2項)…環境保護規定を明記 **環境保護法** 1979年施行(89年制定),2015年修正

...「史上最強」=拘留、日倍罰金、公益訴訟など

環境保護税法・・・2018年1月施行

【大気汚染対策】

2013年「大気汚染防止行動計画」(大気十条)

PM2.5対策、VOCs対策、集塵装置など。

2016年「大気汚染防止法」改正

2018年「青空保護戦勝利3年行動計画」(-2020)

【水質汚染対策】

2015年「水質汚染防止行動計画」(水十条)

工業排水処理、汚泥処理など。以後改定。

2018年「水質汚染防止法(改正) |

【廃棄物対策】

2005年「固体廃棄物環境汚染防止法」

固体廃棄物の焼却、分別リサイクルなど。

【土壌汚染対策】

2016年「土壌汚染防止行動計画」(土十条) 土壌汚染調査、汚染処理など。

2019年「土壌汚染防止法」

一帯一路生態環境保護合作計画 2017年

第12次5ヵ年環境保護計画(2010-2015年)

第13次5ヵ年生態環境保護計画/省エネ環境総合計画(2016-2020年)

2016年 中央環境査察グループ(第一巡)開始(-2018) 2019年 上記(第二巡)開始(-2021),(2022振返り)

第14次5ヵ年環境関連計画(2021-2025) 策定中

出所:中国国務院、環境保護部門の公開情報から筆者が整理

応ができる組織として今日に至っている。

法整備の面では、憲法に1978年改定 時から「国は生活環境と生態環境の保護 と改善を行い、汚染とその他の公害を防 止する」(第26条第1項)と定め、1979年 には環境基本法となる環境保護法が試行 され、1989年に制定され、2015年1月か ら「史上最も厳しい」と言われる環境保護 法に改定されて施行された(表2)。

この環境保護法が改定されるまでの環 境保護政策は、経済発展と調和すること を基調とし、環境対策が経済成長の足か せとならないことが最優先された。同じ国 策である一人っ子政策が犠牲を伴いなが らも強制的に実施されてきたことと比べれ ば、環境保護政策が経済成長などを犠 牲とするほどの執行力を持つことはなかっ た。2004年に四川省の化学工場で水質 汚染事件が発生して環境汚染問題が表 面化し、2005年には吉林市の石化工場に よる「松花江汚染事件」で、隣接する松 花江から本流の黒龍江(アムール川)に流 れ込んだ汚染によるロシアとの賠償問題 に発展した。

また、2009年に北京の米国大使館が敷 地内に設置した装置で PM2.5の数値を Twitter で公表をはじめ、2013年春の両 会で、杭州市邵占維市長が北京での会 期中に心臓病で死亡したことは北京の大 気汚染が原因であるとのうわさが広がり、 時期を合わせて身近な環境汚染に対する 市民からの苦情が表面化し、翌2014年春 の両会が環境保護を主テーマとして開催 され、環境保護法が改訂された。

(2)環境規制の執行能力

2015年の改定環境保護法の施行が、 経済成長優先の環境対策を「待ったな し | の最優先課題に転換する大きな契機 となった。新たに公布された環境保護法 では、汚染責任者の拘留や罰金の日割り 計算、市長を含む公務員の人事評価で環 境目標を絶対達成項目とすることが規定さ れ、前後して制定された「水十条」「大気 十条」「土十条」により、明確な目標達成 時期と、日本より厳しい排出基準が設定さ れた。当時、遼寧省で環境保護企業を経 営する知人からは「ようやく業界の春が来 た」と期待の声を聞くようになった。2012年 から中国の労働人口が減少に転じ、経済 成長に失速感が現れだした時期に、新た な成長産業として環境保護産業を位置づ け、環境保護に関連するエンジニアリング 会社、設備メーカー、コンサルティング会社 の設立ブームが始まった。

しかし、法規制が条文通りに実行でき たとは言えない。地方の環境保護部門の 執行力が一朝一夕に経済部門や建設部 門、農業部門など動脈産業を管轄する部 門より強くなることはなく、経済成長が減速 するなかで、地元企業の利益を削る環境 対策設備の導入や、企業の存続を脅かす 規制を強いることは容易ではなかった。そ の後、地元政府の一部門だった環境保護 部門が中央の環境保護部の直系管轄と なり、中央から地域の環境保護部門への 指導と管理は強まったが、新たな環境保 護法で規定された汚染排出者への罰則 規定も効果は薄く、「罰金コストが、改善し ないリスクよりまだ安すぎる」と環境保護部 門の幹部は不平を漏らしていた。

しかし今日、中国の環境は目に見えて改 善されている。その大きな要因は、中央が 派遣した中央環境保護査察グループ(中 国語表記は、中央環保督察小組)の影響 力にある。2016年7月から2017年9月まで の4回に分けて、環境保護部が環境の専

門家と共産党規律委員会で構成された 数名の査察チームを各省・自治区・直轄市 に派遣し、環境保護政策の執行状況を監 督・検査し、独自に汚染案件を調査してそ の場で処理を指示した。また、指摘した案 件の処理状況を確認するために、2018年 5月から状況の確認と未処理案件の処理 (処罰)を行うための「振り返り(レビュー) 査察」を実施し、各地の対応状況を、即日 新聞などに公表した。2018年は全国で7万 件以上の環境問題を解決し、そのうち103 件の汚染案例をモデルとして公開し、122 件の環境保護損害責任追究を行った。 2018年に実施した行政処罰は18.6万件と なり、罰金総額は152.8億元で前年の2017 年より32%増加、新たな環境保護法を施 行する前の2014年の4.8倍となった(表3)。

こうした強制的な変化を経て、2019年5 月22日に生態環境部が公表した「2018年 中国生態環境状況報告 | は、「2018年は 中国の生態環境保護事業の発展で歴史 上重要な里程標を築いた1年となった」と 総括している。これは、憲法に新しい発展 理念として「生態文明と美しい中国の建 設」が明記されたことと、法律執行チーム が統一性と、独立性、権威性、有効性を 増強して大きな効果を上げたことなどを理 由に挙げている。

表3 中央環境査察グループの成果

中央環境査察グループ (第一巡)の成果

地方査察:

2015年末 河北省で試行

第1回 2016 712-819

第2回 2016.11.24-12.30 北京/上海/湖北/広東/重慶/陝西/甘粛

第3回 2017. 4.24- 5.28 第4回 2017. 8. 7- 9.15

天津/山西/遼寧/安徽/福建/湖南/貴州 吉林/浙江/山東/海南/四川/チベット/青海/ウイグル

内蒙古/里龍江/江蘇/江西/河南/広西/雪南/鸾頁

振返り査察:

第2回 2018.10.30-12.6 第1回 2018. 5.30- 7. 7、

· 市民通報受理件数: 21.2万件

- ・解決した市民の身辺環境問題:15万件以上
- ・徴収した罰金:24.6億元 · 起訴等捜査案件: 2.303件
- 拘留人数: 2,264人
- ・責任追及へ移送案件:509件

うち地方移送案件:387件、4,218人 (移送者4,218人の所属内訳:地方党委186人、地方政府952人、事業単位226人、国有企業238 人、地方党委員会/行政部門2,616人=うち環境保護部門537人、国土326人)

(移送者上記の東北地方者数:遼寧省143人、吉林省177人、 黒龍江省170人)

・各地で計画を調整・修正させた件数: 2,069

出所:生態環境部 2019年6月27日公表

2018年全国12369通報の受理状況

2018年に生態環境部が受理した「12369」通報件数:710,117件(前年比14.7%増) うち、電話365,361件(前年比-10.8%)、WeChat250,083件(同93.2%)、ホームページ80,771件 (同1.1%)、国務院大査察Netメッセージ11,754件

大気汚染54.1%、騒音35.3%、汚水12.6%、固体廃棄物5.9%、放射線2.9%、生態破壊0.9%

出所:生態環境部 2019年4月24日公表

(3)環境対策の光と影

中国がさらに環境改善政策を進めて、 環境保護産業を新常態下の成長産業に 育成できるかどうかは、産業構造の転換と 潜在する環境問題をどうコントロールできる かにかかっている。2016年を前後して本 格化した環境保護規制は、汚染排出企業 の経営を直撃している。紡織品の染色工 場が集中する浙江省紹興市では、環境規 制が薄利経営にとどめを刺し、閉鎖する工 場が増えている。工場から集中排水処理 場へ出す際に、排出基準を満たすための 設備導入ができないからだ。大手メーカー の下請け企業が生産停止処分を受けて、 最終製品が製造できない状況も生じてい る。しかし、こうした生産性が低い産業を 切り捨ててでも、新たな成長産業を発展さ せて産業構造の転換を実現し、中進国の 罠から切り抜けようとしている。

潜在する環境問題は少なくない。目に見える大気汚染や水質汚染では、中国の環境法制の原則である排出源の特定が比較的に容易なため、汚染者負担の原則で改善を強制できるが、例えば2019年1月に

ようやく施行された土壌汚染防止法で動き出した土壌汚染対策などの表面化していない環境汚染がある。世界の土壌汚染対策市場は、汚染除去などの処理責任者が法律で明確に定められている米国、欧州、日本、韓国、台湾などの一部の先進国のみに成立すると言われてきたが、中国でも2021年からの第14次5カ年計画で対策に動き出すことになる(表4)。

2005年4月から2013年12月にかけて 実施した「全国土壌汚染状況調査公報」 (2014年4月17日に環境保護部と国土資源部が連名で公表)によれば、国土の3分の2に相当する630万kmを対象としたサンプリング調査で、基準値を超える土壌が16.1%を占めたと報告されている。特に、南方、長江デルタ、珠江デルタ、東北老工業基地の土壌汚染度が10%程度の林、草原、未利用地を含むため、重汚染企業用地では汚染度が36.3%、工業廃棄地で34.9%、工業団地で29.4%、鉱山で33.4%、汚水管街区で26.4%となっている。利用可能な土地に限れば調査地点の3分の1か64分 の1の場所で、基準値を超える汚染が示されたことになる。まずは、汚染者負担の原則により、現有企業が移転または閉鎖時に修復義務を負うことになり、経営リスクの見直しが生じている。すでに閉山したり廃業したりして汚染者を特定できない土壌の処理は、最終的に国、省、市、区が処理の責任を負うことになる。経済成長に伴って、住宅用地や工場用地などに再開発可能な用地であれば、用途変更差益や、土地使用権譲渡額を交渉したりして開発コストから土壌修復費用を捻出することもできるが、開発ニーズがない場合は、行政がどれほど負担できるのだろうか。

そのため、2016年5月に公布した「土十条」では、2020年までに工業用地の土壌調査を完了させ、中国全土の汚染悪化傾向を抑制し、2030年までに環境を安定かつ好転させ、21世紀半ばまでに土壌環境を全面的に改善することを計画として打ち出した。まずは現状把握からということである。そして2019年に施行した土壌汚染防止法は土地の用途別に基準値を設定するとしている。日本の土壌汚染対策法のように所有者責任とすると全国の汚染土壌の修復責任者は国(農地の場合は集団所有)となってしまう。

それでも、2018年に公布された「建設 用地土壌汚染リスクコントロール基準(試 行)」では、重金属や揮発性有機化合物、 農薬など計85の有害物質に、日本より厳し い含有量基準を設定している(日本では 2003年に施行された「土壌汚染対策法」 による規制汚染物質は、重金属など9項目 と揮発性有機化合物12項目、農薬など5 項目)。排気、水質と同様に、土壌でも世 界最高の厳しい排出基準が適用された。

(4)環境問題のコントロール

日本等の先進国の公害対策や環境保護産業の成長は、行政主導や企業の自主改善のみで推進されたわけではない。公害の被害者と被害者を支援する大学などの研究機関や社会団体が果たした功績が大きい。その活動には、抗議行動や法的賠償請求などが含まれる。果たして、中国ではそれが可能であろうか。

2015年に施行した新たな環境保護法では、日本の法制度ではなし得ていない

表4 中国の環境保護産業の現状

市場規模は増加傾向

中国全国の環境保護産業規模:約1.35億元(営業収入ベース) 前年比17%増加、2020年の市場規模の予測は約2兆元

国内大手環保会社にはさらに大型化へ向かう

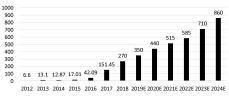
中国国内市場価値10大環境保護会社

	社名(略号)	設立 年	主要業務	2017年 売上 (億元)	2017年本 社純利益 (億元)
1	中国光大国際(香港株)	1996	ごみ焼却運営	176.86	30.86
2	北控水務集団(香港株)	1993	上下水道運営	190.58	32.68
3	碧水源	2001	水処理施設建設	137.67	24.98
4	重慶水務	2001	上下水道運営	44.72	20.83
5	三聚環保	1997	建設工事	224.78	25.35
6	東方園林	1992	水処理施設建設	152.26	21.78
7	首創股份	1999	上下水道運営	92.85	8.09
8	格林美	2001	再生エネルギー	107.52	5.64
9	聯美控股	1905	熱供給運営	23.76	9.22
10	偉明環保	2001	ごみ焼却運営	10.29	5.07

新たな市場は土壌修復

2012-2024年の中国の土壌修復市場規模統計と予測

土壌修復市場規模(億元)



出所:「中国環保産業発展状況報告(2018)」中国環境保護産業協会2019年5月公表及び遼寧省環境保護産業協会・調査公表資料より

「公益訴訟制度」が規定された。民事訴 訟法第55条 (2013年1月施行) の規定を 環境公益訴訟に特化して明確に定め、市 クラス以上の民生部門に登録し、環境公 益活動に5年以上専業した違法記録がな い社会団体が、環境汚染損害の原告とし て裁判所に提起できると規定した。被害 者が自らの損害の因果関係を証明しなくて も、第三者の社会団体が法的手段に持ち 込める制度で、裁判官は状況を加味して 判決を下す。新法施行当初は、多くの環 境 NGO が環境改善の手段としてこの制 度に期待したが、NGO の自由な活動が制 限されていることから、提訴案件は多くな い。一方、民間団体に代わって検察が起 訴する環境公益訴訟が増え、2018年に 裁判所が受理した環境公益訴訟案件は 1800件以上に上る。

生態環境部は、情報公開を「常態」と し、非公開を「例外」とする原則をとり、 積極的に政策決定、執行、管理、サービ ス、結果の5つの情報を公開している。生 態環境部が2018年に提出した提案文書 の90%は全文公開され、残りも摘要が公開 されている。汚染企業が公表されるほか、 汚染状況についても全国338カ所の大気 汚染状況(PM10、PM2.5、SO2、NO2、

CO、O3の6項目) がホームページでオンタ イムに表示されている。環境通報プラット フォーム「12369」で、電話や WeChat、 ホームページ等で受理した通報は2018年 に71万件になり、前年より14.7%増加し、そ れらの通報のほぼすべてを解決したとされ ている(表5)。

また、全国124カ所の汚水処理場など の処理施設の一般公開を、延べ5218回 行った。ほかにも様々なルートで通報を受 け付ける窓口を開いている。環境汚染に 関する苦情を中央で集約することで適切 な処理責務を各地と共有すると共に、抗 議行動などの突発事件を未然にコントロー ルしようとしている。

しかし、すべてを公開するとしているわ けではない。2019年1月に施行した環境 影響評価公衆参与弁法では、建設プロ ジェクトの立案、建設、操業時に並行して 行われる環境影響評価に、公衆が積極的 に参画することを国が奨励すると定めてい るが、一方、第8条で国家機密や商業秘 密、個人のプライバシーにかかわることは 法律で特段の定めがなければ公開しない とし、国家の安全、公共の安全、経済の安 全と社会の安定に危害を与えてはならない と規定している。

環境対策を後押しするには、市民の環 境保護意識の向上も欠かせないため、学 校での環境教育が広く行われている。し かし、市民教育の徹底は難しい。上海で 2019年7月1日から強制的に実施され生活 ごみの分別回収では、「有害ごみ」「リサ イクルごみ | 「乾燥ごみ | 「湿ったゴミ | の 4分類の分別要求に混乱と苦情が噴出し ている。ウェットティッシュやカキの殼は「乾 燥ごみ | で、スイカなどの種の殻やザリガニ の殼などは「湿ったゴミ」という区分けに戸 惑う市民が多く、区分設定の難しさを露呈 した。また、リサイクルされたごみは財産で あり、それは誰に属するのか等の問題も提 起されている。ごみ分別は2000年から上 海、北京、南京、杭州、桂林、広州、深 圳、アモイの8都市でテスト的に導入されて きたが、19年間、試行しては中止すること を繰り返してきた。市民の環境意識が向 上し、環境を私有財産ではなく公有財産と 認識する日が来るには時間がかかるだろ

(5) 遼寧省にみる対応

遼寧省をはじめとする東北地方は、国 有企業や重工業を主体とする経済構造を もち、中央への依存が強い。また、人口 減少や財政難を抱え、中央から遠く財政 に恵まれた南方地方のように民間主導の 新しいサービス産業や独立した政策が打 ち出しにくい。遼寧省の環境保護第13次5 カ年計画 (2016~2020年) の重点は、中 央の政策に準じて、①水質改善、②大気 汚染改善、③土壌改善、④自然保護区な どの生態保護の強化、⑤環境リスクの低 減、⑥環境監督管理の強化、⑦環境保 護産業の発展に置かれているが、最終年 の2020年末を目前に現在力を入れている 分野は、都市部生活排水汚泥の減量化、 油含有排水や食品工場などの工業排水 の処理、農村部の排水と廃棄物の処理、 塗装と印刷業界での VOCs 排出処理、汚 染土壌の修復などである。

大気汚染対策は、約半年に及ぶ冬季 の集中暖房供給地域として積極的に小型 ボイラーの停止と燃料を石炭から天然ガス (煤改気)へ転換し、省内14都市の年間 基準達成日数は296日と前年より17日増え た。数字以上に目に見えて大気汚染は改

表5 情報開示制度

「公開を常態に、非公開は例外に」

行政提案文書の公開率は90% (255件中231件)、残り24件は摘要を公開(摘要後公開率100%)

【大気環境】

- ・全国338か所の観測データをオンタイム公表、PM10、PM2.5、SO2、NO2、CO、O3の6項目 ・毎月169都市の空気クオリティをランキングトップ20都市とワースト20都市を公表 ・全国及び重点地区の将来7-10日の空気予報を公表

【水生態環境】

- ・主要河川、湖沼、ダム、地表水の品質を「全国地表水水質月報」として公表 ・16都市27海水浴場の水質を「一部沿海都市海水浴場水質週報」として公表

【土壌・固体廃棄物・化学品管理】

- 其準を公表
- ・土壌:制定される管理規定や基準を公表 ・固体廃棄物・化学品:「大中都市固体廃棄汚染環境防止年報」や輸入廃棄物目録などを公表

【核と放射線の安全】

- 市部**79**か所の放射線観測所と**88**の運転している原子力発電所の自動観測オンラインデータと
- 季報を発表・民用原子力安全設備許可企業205社の状況を公開

【自然生態保護】

ー派上の内屋1 自然生態保護区の環境評価情報を瞬時に公開

- (ストライン) (スト

【海洋生態環境】

例新聞発表会を開催、行政等活動の進展状況を公表

2018年の政府情報公開申請776件のすべてに回答

出所: 生態環境部2018政府信息公開工作報告

写真1 瀋陽市内の大気汚染(今昔)





出所:筆者撮影

写真2 ゴミ分別で守衛に確認する住民(上海)



出所:筆者撮影

写真3 寒冷地特有の集中暖房供給ボイラーの煙突、 「媒改気」政策で石炭燃焼から天然ガスへ



出所:筆者撮影(2019年3月)

善し、青空を見る日が日常化している。O3 を除くPM10、PM2.5、SO2、NO2、CO の5項目で過去最低値を達成している。

課題は、国有重工業型経済から脱却 できないという古くて新しい「東北問題」に 起因する。広東省科学技術庁が近畿経 済産業局を窓口に、日本企業との実証試 験向けに省内企業に資金として100万元 を上限とする補助金制度を打ち出してい ることとは対照的に、遼寧省では、省内 企業にイニシアチブを与える独自の政策を 打ち出すことができない。このため、市場 化によるプロジェクトの実施を試行している が、却って資金力がある全国規模の企業 と省内の上場企業に受注が集約してきて いる。省内の環境保護企業は一部の優 良企業を除き、優秀な人材を確保して独自 に技術開発を行うことが難しく、一定の市 場と資金余力がある企業の中には、日本 企業をはじめとする海外の先進技術を導 入して市場での優位性を確立したいという モチベーションが強い。

黒龍江省の大手排水処理会社でも、日本の先進的な省エネ型の排水処理技術の導入を試行したり、黒龍江省で新たに設立された環境保護企業では日本由来の農村型独立排水処理システムを導入したりして、省内や他省で工事を進めている。また、現有の安価な設備を東南アジアに輸出する企業も出てきている。

中央政府は、東北地方の地元財政支 出に限界がある中で、中央財政から2019 年に遼寧省に3億元を投資し、水処理関 連30プロジェクトを実施した。2020年にも 同額が別の分野に投入されると省内で期 待されている。また、華東地方や南方では 化学工場の爆発事故などで閉鎖や移転 が求められる一方で、化学工場を東北地 方へ集約する中央の政策も動き出してい る。これらは東北地方にとってのチャンスで あり、同時に、中央への依存度をより強め ることにもなっている。

遼寧省の瀋陽市でもごみの分別が始ま る。上海の先行例を受けて、上海とは異な り、「有害ごみ」「リサイクルごみ」「飲食ご みを含むその他のごみ」の3分類とし、4分 類で上海が設定した「乾燥ごみ」と「湿っ たゴミ」を「その他のごみ」に統一して実 施する。2019年末までに瀋陽市の公共 機関の70%で実施し、居住区や学校など にも広げていき、2020年にはすべての公 共機関で実施するほか、その他の地域で の分別回収量も増やし、全市の生活ごみ のリサイクル率を35%以上とする「瀋陽市 生活ごみ分類業務アクションプラン(2019-2020年)」を制定した。上海ほどの細かい 分別ではないが、市民が対応しやすい実 現可能な内容であり、上海よりも早く徹底 するのではないだろうか。回収後の機械化 処理が進めば、リサイクル率の向上にもつ ながる。第一段階のリサイクル率は35%以 上に過ぎず、ドイツや韓国などには及ばな いが、日本のレベルに近い水準まで達成さ れることになる。

3. 中国の環境保護企業と日本企 業の取り組みにおける現状と 課題

日本の環境技術・設備企業が中国の環境保護市場に参入していくには、前述の中国の環境政策の特徴と時代の変化を踏まえて、個別にパートナーやユーザーとの提携を探っていくことになる。

(1)日本の環境保護産業の現状と中国市場で直面する問題

日本の環境保護産業の市場規模は、 石炭火力発電の新設需要や上下水道 管などの老朽化対策により、2017年は海 外輸出を含めて過去最大を記録した。こ のため、中国市場への進出を急がない企 業がみられたが、日本国内の技術進歩と 人口減少により、市場は減少すると予測さ れている。日本の環境保護産業における 雇用者数も、2017年は12.5万人で2000年 の17.4万人に比べ28%減少している。こ れに対して、海外市場の規模は2016年の 102.1兆円が2050年には264.9兆円へと2.6 倍増と予想されている。日本の市場はピー クを過ぎ、縮小軌道にある。現状の売り上 げを維持するためには、海外市場に活路 を求めることが自然で、海外進出しなけれ ば海外企業による逆進出を受けて縮小す る日本国内の市場シェアさえも維持できな くなる可能性も高い。

中国の環境保護市場への参入を期待 して各種の商談会や展示会に参加した 企業には経験があることだと思うが、その 場で成約に近い話ができることはない。そ の原因は、主に中国の技術は劣っている という妄想と実証テストの壁、相互のスケ ジュール感の相違である。

日本が環境対策に大きく舵を切った 1970年の公害国会と中国の2014年の環 境両会には、44年弱の開きがある。法整備 で見れば、中国の環境保護法の制定が 1989年であることから、日本より25年遅れた といえる。日本の環境保護産業は法規制 とともに、数十年をかけて海外技術を学ん で自社技術を開発してきた。しかし、この分 野でもリープフロッグ (leapfrog) 現象が生 じている。新興国は段階的な進化を踏む ことなく、一気に最先端の技術を手に入れ ることができる。中国でも「とりあえず安価に 環境対策を」という時代は2016年以降に 終わりを告げつつあり、日本企業にとって技 術性能を訴えやすい環境が整ってきてい るが、同時に中国側の技術理解度も急速 に向上している。2014年の環境対策強化 と前後して様々な技術を導入し、失敗した 経験から学んでいる。かつては技術をダウ ンサイジングして導入することでコストメリッ トを打ち出せたが、今日では最新の技術を いかにスリム化してトータルメリットを出せる かが問われている。この時代の変化は大き い。また、技術責任者は40代以下が主流 で日本に限らず海外の多くの先進事例を 研究し、独自技術の開発を行っている人た ちが商談相手となる。

写真4 日本企業の取り組み(商談風景または/および土壌修復テスト風景)





出所:筆者撮影

同時に直面するのが、いかに中国での 実証テストを実施して効果を証明するかと いう課題である。日本で導入実績があった としても、中国の汚染排出物は日本と異な る。処理対象の成分は多岐にわたり、それ ぞれの排出量が不安定に増減する。また、 中国が採用する排出基準はおおむね日本 よりも厳しい。このため、実証テストのコスト を誰が負担するか、いかに実証テストを成 功させるかが重要である。中国内での実 績と資金力がある現地パートナーが相手 なら実証設備を購入してもらいテストを行 うこともできるが、その際でも、相手任せで テストを行っては、まず効果が得られない。 前文と矛盾するが、現地の技術者の中に は、日本の設備を万能機械のように受け止 めて、なんでも処理できると思い込んでいる ケースも少なくない。

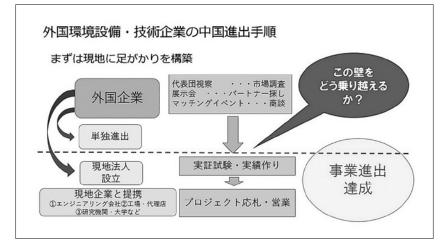
さらに、成約後のスケジュール感の違いがある。相手パートナーまたはユーザーとの契約が締結してから早急に納品することを求めてくることが少なくない。相手パートナーがユーザーと一般的な3カ月納期で契約していた場合には、その1カ月前には日本から輸出することが求められるだろう。環境プロジェクトは資金繰りがつかずに停滞するケースが多く、逆に資金手配がついたらすぐに動き出す。納期交渉にあたっても、合理的な説得が求められる。このため納期短縮とコスト削減を求めて、相手パートナーはおおむね現地生産を希望してくるが、それにどう対処するかも商談時には想定しておきたい。

なお、近年、煙突の白煙を透明にする脱白技術の引き合いがあった。日本の住宅街に隣接するごみ処理場で、住民の不安を低減するために無害な水蒸気をあえて無色にして排気している技術だが、資料を提供後に破談となった。「白煙を透明にすることでごまかしてはならない」という中央の通達が出たからである。こうしたところにも、中国特有の合理性と特殊事情が現れている(図)。

(2)知的財産所有権の保護に向けた 課題

上述の障壁を乗り越えたうえで、知的財産所有権やコア技術をいかに保護するかという課題に直面する。

図 海外企業にとって中国の環境市場に進出する手順と直面する壁



出所:筆者作成

中国では、最高裁や高級法院で知的 所有権を専門とする法廷を設立し裁判官 を養成しているが、まだ、知的財産所有権 への保護体制は徹底されていない。その ため、進出企業は、公開される特許からコ ア技術を外したり、特許権のほかに損害 賠償が比較的に容易な商標権を取得した りしている。これは、海外企業のみでなく、 中国の企業にとっても重要な問題である。

中国はすでに世界一の知財大国になった。2017年の中国の特許出願数は138万件に達し、米国の61万件の2倍、日本の32万件の4倍になっている。2015年に発表した「中国製造2025」では、2045年にはドイツ、アメリカ、日本を凌ぐ世界の主要製造国の先頭に立つとし、2019年2月に発表した「中国教育現代化2035」では、人材育成により技術革新力を高め、基礎研究の応用、産学研の共同研究を推進し、大学の研究開発レベルを世界の一流水準に高め、2035年には「教育強国」になるとの指針も示した。

そのため、中国では、損害賠償額を日本 以上に引き上げて、開発した知的財産を 保護する動きが進んでいる。

現状では、進出にあたって、初めにパートナーとNDA(秘密保持契約)を締結し、できるだけ日本の法律を準拠法とし、東京か大阪の裁判所を第一審裁判所に指定するが、実はトラブルが生じたときに、これらはあまり意味がない。中国側が契約違反をして日本側が損害賠償を求めるケースで日本の裁判で有利な判決を得たとしても、

中国の地元裁判所が同意しなければ、財産差し押さえなどの執行能力がない。すでに中国の知的財産所有権の保護は、法整備上で日本を上回っている。むしろ、中国の法律に準拠した形で、日中双方にとって便利な契約フォームが制定されることが望ましい。かつての日中の専門家で協議して策定した日中合弁契約モデルフォームのような、契約モデルと国際間の問題解決スキームができることが、日本の環境保護産業の進出は大きく加速するうえで期待される。

4. 展望とまとめ

中国全国の環境汚染はかなり改善した が、依然として深刻な状況にあり、政府部 門はすべての汚染問題の解決に取り組む べき財的資源、人的資源、技術力が不 足している。また、環境保護に対する市 民の行動が、環境公益訴訟や政府のコ ントロールできない領域で行われることによ る「社会不安」に陥ることを避けようとする 意思が働く。ボトムアップ型の環境保護対 策は限定的にしか進まない。政府は、まだ 行動に現れていない潜在的な環境汚染 に対する市民による環境権の行使に備え て、より高度な環境基準を設定する必要が ある。これは、国産技術の急速な進歩を 後押しすることになる。しかし、現状では、 現有企業の操業への影響、解決できる技 術の不足などから、より効率的で、できれば 省エネ的な環境対策技術を環境保護技

術先進国から求め続ける需要は長期にわ たり続くだろう。

本文で中国の環境行政、法執行上の 課題を挙げてきたが、中国の環境保護政 策が強力な執行力を伴って進められてい ることは間違いない。厳しい排出基準は、 現場主義と改善、創意工夫を厭わない日 本の企業にとってはチャンスである。反面、 厳しい環境規制の下で現場での試行錯 誤を繰り返して技術力を高めて知財大国 となった中国が、いずれ日本にとって日本 市場を含む国際競争の相手国となる。

日本海対岸の遼寧省など東北地方の 環境保護産業は、中央との関係の中で全 国展開と第三国展開を狙っている。その ために、海外の技術導入を積極的に検討 している。日本企業にとって、知的財産所 有権の保護などの課題があるが、中国東 北地方は周知のように日本との貿易依存 度が高く、日本語人材を輩出している。重 工業産業から派生した熟練の技術者と技 術企業が存在する。また、中国の環境保 護産業の技術力は規制の強化を受けて、 長足の発展を遂げるだろう。日本企業に とって、今のうちに中国と提携した企業だ けが、これからの世界基準で生き残れるこ とになるという状況が生まれないとは限らな いのではないだろうか。